



海外旅行保険

家族旅行・
ハネムーン用

家族旅行・ハネムーン用のパンフレットです。

保険期間が31日までで、家族旅行特約がセットされたセットプランが記載されています。

本パンフレット以外にも下記の専用パンフレット・チラシがございます。

個人・セットプラン用 留学生プラン用 旅行変更費用担保特約

Web-SOCIO用
申込書添付^有



東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

目次



- 1 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要) P.1~2
- 2 東京海上日動のサービス体制 P.3~4
- 3 ご契約金額と保険料 P.5~6
- 4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容) P.7~10


海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償があります。

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.7~10をご確認ください。

①ご自身のケガや病気に関する補償

旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

お支払いする 保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は 傷害死亡保険金
	病気を原因とする死亡の場合は 疾病死亡保険金



旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	傷害後遺障害保険金
------------------	------------------




旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化^{*1}して治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救済費用保険金 *2
------------------	----------------------

旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合


お支払いする 保険金の種類	治療・救済費用保険金
------------------	-------------------

**保険金額
無制限
タイプ登場!**

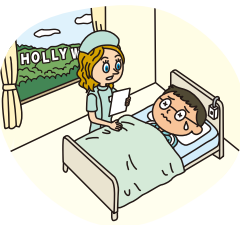


ケガや病気で継続して3日以上入院。家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救済費用保険金
------------------	-------------------



**さらに大きな
あんしん
をプラス!**



旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。本パンフレットP.9~10もあわせてご確認ください。

*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

*2 「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約に係る治療・救済費用は、1回の病気につき合計で300万円がお支払いの限度となります(治療・救済費用保険金額300万円超の場合)。

なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

②他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	----------------



ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	----------------



他人の物を壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	----------------



③ 持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい
盗まれたものが出て
こなかった場合

お支払いする
保険金の種類

携行品損害保険金	*3
	*4
	*5



デジタルカメラ等を落として
壊してしまった場合

お支払いする
保険金の種類

携行品損害保険金	*3
	*4
	*5



*3携行品(パスポートを含みます。)の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。
*4携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。
*5携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、合計で30万円がお支払いの限度となります(保険金額30万円超の場合)。

④ その他の費用に関する補償

航空会社に預けた
手荷物が出てこなくて、
身の回りの品を買った場合*6

お支払いする
保険金の種類

偶然事故対応費用保険金	*7
-------------	----



航空機の出発が遅れ、
ホテル代や食事代等を
負担した場合

お支払いする
保険金の種類

偶然事故対応費用保険金	*7
-------------	----



*6身の回り品購入費については、搭乗航空機の到着後6時間以内に航空会社に預けた手荷物が目的地に届かなかった場合で、航空機到着後96時間以内にご負担された費用がお支払いの対象となります。
*7公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により発生が証明される予期せぬ偶然的な事故によって下記費用をご負担された場合が対象となります。
①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代 ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥渡航先での各種サービス取消料等 ⑦身の回り品購入費

列車の車両故障で、
急ぎよ空港まで
タクシーを使った場合

お支払いする
保険金の種類

偶然事故対応費用保険金	*7
-------------	----



熱がでて
オプションツアーを
キャンセルした場合

お支払いする
保険金の種類

偶然事故対応費用保険金	*7
-------------	----



海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)の
東京海上日動海外総合サポートデスクで受け付けいたします。

日本語で対応

24時間
年中無休

- ※1 各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険ハンドブック」をご確認ください。
- ※2 サービス内容は予告なく変更される場合があります。また、戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。なお、海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じて提供させていただきます。現地の係員、医師または看護師等は原則として、日本語を話せませんのであらかじめご了承ください。

①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

何かと心配な海外での病院受診時。
2つのサービスでお守りします!



- ※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。
- ※1 疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金*5に関するご注意
弊社提携病院で受診される場合であっても、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご連絡ください。ご連絡のない場合はお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただくことになります。なお、保険金のお支払いにあたり医療調査同意書のご提出をお願いすることがあります。
- ※2 手続きに時間を要したり、治療にかかる費用が少額の場合には病院窓口で治療費支払いが必要となるケースがあります。
- ※3 弊社提携病院とは、東京海上日動が提携している世界100都市以上の病院をいいます。
具体的な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険ハンドブック」をご確認ください。
- ※4 「海外旅行保険ハンドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。
- ※5 本パンフレットP.9～10記載の「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」をいい、旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中に急激にその症状が悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもございます。

病人・ケガ人の
緊急移送の手配



救援者の渡航手続き、
ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、提携会社(東京海上日動メディカルサービス)に常駐している現役看護師または救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。



- ※1 本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為は提供いたしません。
- ※2 ご出国前、ご帰国後等、日本国内からのご利用はできません。

③ トラベルプロテクト

対象 保険期間が3か月までの
セットプランでご契約のお客様

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。

困った

サイフが盗まれた!



緊急時の現金の手配

海外旅行中に現金盗難等で急に現金が不足した場合に、現金をご用意します。

金利・手数料無料
ご利用の金額は
US1,000ドルまで

- ※1 ご用立てした金額は、後日お客様のクレジットカードからの引き落としとなります。なお、お客様がお持ちのクレジットカードの種類によっては、サービス提供ができない場合があります。
- ※2 本サービスのご利用は、お客様の旅行を通じて1回のみとなります。

受け渡し場所は世界25万か所以上

困った

ホテルでトラブルが発生した。
でもフロントにうまく伝えられない

電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。

無料

9か国語(時間により30か国語)に対応
(2012年9月現在)

困った

パスポートが見当たらない!
どうしよう!

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

無料

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料無料*6

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の届出に関するアドバイスをいたします。

ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。もちろん情報提供のみのご利用もいただけます。

空港とホテル間の送迎予約・手配

空港に着いて電車も終わっている。こんなときに、空港とホテル間の送迎予約と手配を行います。

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関するアドバイス、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等を提供いたします。

日本語FAXニュースの配信

滞在先のホテル等へ日本語FAXニュースをお送りします。

※ご利用に際しては、滞在先のホテルによってFAX受信手数料がかかる場合があります。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へお客様のメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。

*6 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設客室料等の実費はお客様のご負担となります。

④ スーツケース修理サービス

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を弊社指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を弊社から修理会社に直接お支払いするサービスです。

宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能のため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。

※携行品損害保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。



3 ご契約金額と保険料

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」となります。

あんしん
をプラス!

治療費等が高額になっても安心の治療・救援費用保険金額『無制限』タイプ登場!

組み合わせ方法

- (1)はじめに、**ご本人用タイプ表**より、ご本人(申込書の本人欄に記入される方)のタイプをお選びください。
※賠償責任および携行品損害の保険金額(ご契約金額)はご家族全員分となります。
- (2)次に、**配偶者・ご親族用タイプ表**より、配偶者またはご親族の方お一人ごとに1つのタイプをお選びください。

【ご本人のタイプ】

V6、V5、V4、V3、V2、
W5、W4、W3、W2
のいずれかの場合

【配偶者・ご親族の年齢】

69歳以下

70歳以上

V1またはW1の場合

69歳以下

70歳以上

ご本人用タイプ表 (申込書の本人欄に記入される方)

ご契約タイプ		69歳以下			15歳未満			70歳以上					
		V6	V5	V4	V3	V2	V1	W5	W4	W3	W2	W1	
保険金額 (ご契約金額)	1名あたり	傷害死亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円
	ご家族 共有	傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
		治療・救援費用	無制限			無制限		3,000万円	無制限		3,000万円		
		応急治療・救援費用*3	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
		疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—
		偶然事故対応費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
		賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
		携行品損害	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円	30万円
払い込みいただく保険料 (1名あたり)	ト ラ ベ ル プ ロ テ ク ト 付 き	保険期間1日まで	5,900円	4,200円	3,520円	3,020円	2,380円	2,660円	4,390円	3,510円	3,010円	2,760円	2,590円
		2日まで	7,020円	5,220円	4,500円	3,980円	3,330円	3,500円	5,610円	4,690円	4,170円	3,910円	3,600円
		3日まで	7,890円	6,090円	5,370円	4,850円	4,190円	4,280円	6,650円	5,730円	5,210円	4,950円	4,530円
		4日まで	8,760円	6,910円	6,170円	5,630円	4,960円	4,980円	7,630円	6,690円	6,150円	5,880円	5,370円
		5日まで	9,740円	7,890円	7,150円	6,610円	5,900円	5,880円	8,750円	7,790円	7,250円	6,980円	6,360円
		6日まで	10,940円	8,940円	8,140円	7,580円	6,840円	6,730円	9,950円	8,920円	8,360円	8,080円	7,330円
		7日まで	11,890円	9,790円	8,950円	8,350円	7,580円	7,420円	10,960円	9,880円	9,280円	8,980円	8,150円
		8日まで	12,570円	10,470円	9,630円	9,030円	8,260円	8,040円	11,780円	10,700円	10,100円	9,800円	8,880円
		9日まで	13,300円	11,150円	10,290円	9,670円	8,880円	8,620円	12,580円	11,480円	10,860円	10,550円	9,560円
		10日まで	14,040円	11,840円	10,960円	10,340円	9,540円	9,210円	13,390円	12,260円	11,640円	11,330円	10,250円
		11日まで	14,890円	12,590円	11,670円	11,010円	10,190円	9,810円	14,270円	13,100円	12,440円	12,110円	10,960円
		12日まで	15,640円	13,290円	12,350円	11,670円	10,830円	10,410円	15,080円	13,890円	13,210円	12,870円	11,650円
		13日まで	16,510円	14,060円	13,080円	12,380円	11,530円	11,030円	15,990円	14,760円	14,060円	13,710円	12,400円
		14日まで	17,200円	14,700円	13,700円	12,980円	12,110円	11,570円	16,750円	15,490円	14,770円	14,410円	13,030円
		15日まで	17,850円	15,300円	14,280円	13,540円	12,660円	12,080円	17,450円	16,170円	15,430円	15,060円	13,620円
		17日まで	18,780円	16,180円	15,140円	14,400円	13,510円	12,840円	18,490円	17,190円	16,450円	16,080円	14,510円
		19日まで	20,390円	17,590円	16,470円	15,670円	14,750円	13,970円	20,140円	18,760円	17,960円	17,560円	15,850円
		21日まで	21,810円	18,910円	17,750円	16,910円	15,960円	15,100円	21,710円	20,280円	19,440円	19,020円	17,180円
		23日まで	22,990円	19,890円	18,650円	17,770円	16,770円	15,870円	22,920円	21,400円	20,520円	20,080円	18,140円
		25日まで	24,110円	20,810円	19,490円	18,550円	17,500円	16,600円	24,110円	22,500円	21,560円	21,090円	19,080円
		27日まで	25,020円	21,570円	20,190円	19,210円	18,130円	17,220円	25,130円	23,450円	22,470円	21,980円	19,910円
29日まで	26,270円	22,620円	21,160円	20,120円	19,000円	18,090円	26,140円	24,380円	23,340円	22,820円	20,710円		
31日まで	27,340円	23,540円	22,020円	20,940円	19,780円	18,870円	27,120円	25,290円	24,210円	23,670円	21,490円		

ご契約者と被保険者が異なるご契約で、申込みの際に被保険者の方のご署名をいただけないご契約はこちらからお選びください。

*3 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。



- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、被保険者(保険の対象となる方)の年齢・年収等に応じた引受けの限度額がありますので、特に被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事されたり、スカイダイビング等の運動をされる場合、割増保険料を払い込みいただく旨とお申し出ください。

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。

【配偶者・ご親族用タイプ】

※本パンフレット記載のご契約タイプには家族旅行特約(家族単位の旅行で、家族全員の旅行行程が同じ場合に、同行する家族全員を1保険契約で引受けの特約)がセットされています。**【配偶者・ご親族用タイプ】**にお申込みいただける被保険者(保険の対象となる方)は、申込書の本人欄に記入されるご本人と一緒に旅行される以下①から③のいずれかに該当する方に限ります。(次の①から③のいずれにもあてはまらない方については、個人・セットプランをお申込みください。)
 ①ご本人の配偶者(新婚旅行後に婚姻の届出を予定されている方を含みます。)
 ②ご本人または配偶者と生計を共にする同居のご親族*1。
 ③ご本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚*2のお子様。
 *1ご親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。
 *2未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

-> V6、V5、V4、V3、V2 の中からお選びください。
-> W5、W4、W3、W2 の中からお選びください。
-> V1 をお選びください。
-> W1 をお選びください。

配偶者・ご親族用タイプ表

ご契約タイプ		69歳以下			15歳未満			70歳以上					
		V6	V5	V4	V3	V2	V1	W5	W4	W3	W2	W1	
保険金額 (契約金額)	1名あたり	傷害死亡	1億円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円
		傷害後遺障害	1億円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
		治療・救援費用	無制限			無制限		3,000万円	無制限		無制限		3,000万円
		応急治療・救援費用*4	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
		疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—
		偶然事故対応費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
払い込みいただく保険料 (1名あたり)	ト ラ ベ ル プ ロ テ ク ト 付 き	保険期間1日まで	5,230円	3,530円	2,850円	2,350円	1,710円	1,990円	3,720円	2,840円	2,340円	2,090円	1,920円
		2日まで	6,040円	4,240円	3,520円	3,000円	2,350円	2,520円	4,630円	3,710円	3,190円	2,930円	2,620円
		3日まで	6,630円	4,830円	4,110円	3,590円	2,930円	3,020円	5,390円	4,470円	3,950円	3,690円	3,270円
		4日まで	7,230円	5,380円	4,640円	4,100円	3,430円	3,450円	6,100円	5,160円	4,620円	4,350円	3,840円
		5日まで	7,770円	5,920円	5,180円	4,640円	3,930円	3,910円	6,780円	5,820円	5,280円	5,010円	4,390円
		6日まで	8,590円	6,590円	5,790円	5,230円	4,490円	4,380円	7,600円	6,570円	6,010円	5,730円	4,980円
		7日まで	9,260円	7,160円	6,320円	5,720円	4,950円	4,790円	8,330円	7,250円	6,650円	6,350円	5,520円
		8日まで	9,690円	7,590円	6,750円	6,150円	5,380円	5,160円	8,900円	7,820円	7,220円	6,920円	6,000円
		9日まで	10,190円	8,040円	7,180円	6,560円	5,770円	5,510円	9,470円	8,370円	7,750円	7,440円	6,450円
		10日まで	10,700円	8,500円	7,620円	7,000円	6,200円	5,870円	10,050円	8,920円	8,300円	7,990円	6,910円
		11日まで	11,310円	9,010円	8,090円	7,430円	6,610円	6,230円	10,690円	9,520円	8,860円	8,530円	7,380円
		12日まで	11,820円	9,470円	8,530円	7,850円	7,010円	6,590円	11,260円	10,070円	9,390円	9,050円	7,830円
		13日まで	12,450円	10,000円	9,020円	8,320円	7,470円	6,970円	11,930円	10,700円	10,000円	9,650円	8,340円
		14日まで	12,930円	10,430円	9,430円	8,710円	7,840円	7,300円	12,480円	11,220円	10,500円	10,140円	8,760円
		15日まで	13,370円	10,820円	9,800円	9,060円	8,180円	7,600円	12,970円	11,690円	10,950円	10,580円	9,140円
		17日まで	14,000円	11,400円	10,360円	9,620円	8,730円	8,060円	13,710円	12,410円	11,670円	11,300円	9,730円
		19日まで	15,160円	12,360円	11,240円	10,440円	9,520円	8,740円	14,910円	13,530円	12,730円	12,330円	10,620円
21日まで	16,120円	13,220円	12,060円	11,220円	10,270円	9,410円	16,020円	14,590円	13,750円	13,330円	11,490円		
23日まで	16,830円	13,730円	12,490円	11,610円	10,610円	9,710円	16,760円	15,240円	14,360円	13,920円	11,980円		
25日まで	17,450円	14,150円	12,830円	11,890円	10,840円	9,940円	17,450円	15,840円	14,900円	14,430円	12,420円		
27日まで	17,860円	14,410円	13,030円	12,050円	10,970円	10,060円	17,970円	16,290円	15,310円	14,820円	12,750円		
29日まで	18,620円	14,970円	13,510円	12,470円	11,350円	10,440円	18,490円	16,730円	15,690円	15,170円	13,060円		
31日まで	19,280円	15,480円	13,960円	12,880円	11,720円	10,810円	19,060円	17,230円	16,150円	15,610円	13,430円		

ご契約者と被保険者が異なるご契約で、申込みに際して被保険者の方のご署名をいただけないご契約はこちらからお選びください。

*4 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。

お支払いする保険金の種類

保険金をお支払いする場合

旅先で
ケガをして



傷害死亡 保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

傷害後遺障害 保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合。

旅先で
病気やケガの
治療をして



治療・救援費用 保険金

■ 治療費用部分

お支払いする場合

- ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合。
- ② 海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合*2。
- ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症*3がもとで、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合。

■ 救援費用部分

お支払いする場合

- ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)
- ② 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)
- ③ 病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合。
- ④ 海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合。
- ⑤ 乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合。等

! 共通のご注意

- お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救援費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。
- a. 日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用。
 - b. 海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用。

旅先で
病気を
して



疾病死亡 保険金

お支払いする場合

- ① 海外旅行中に病気死亡された場合。
- ② 海外旅行開始後に発病した病気*2により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合。
- ③ 海外旅行中に感染した特定の感染症*3によって、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合。

*2 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限りません。

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。



保険金のお支払い額



お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

※同一のケガにより、既に支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。

お支払い額=傷害死亡保険金額-既に支払われた傷害後遺障害保険金の額



お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の3%~100%

※お支払い額は、保険期間を通じて合計で傷害後遺障害保険金額が限度となります。



お支払い額

下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。)

※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

①医師・病院に支払った診療・入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料等を含みます。)。②治療のために必要になった通訳雇入費用、交通費。③義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)。④入院のために必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。)。⑤旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)。⑥保険金請求のために必要な医師の診断書費用。⑦法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。

お支払い額

ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額。

①捜索救助費用。②救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された被保険者1名について救援者3名分まで)*4。③救援者の宿泊施設の客室料(被災された被保険者1名について救援者3名分かつ救援者1名について14日分まで)*4。④救援者の渡航手続費、現地での諸雑費*4*5、被保険者の現地での諸雑費*5(合計で40万円まで)。⑤現地からの移送費用*4*5*6。⑥遺体処理費用(被災された被保険者1名について100万円まで)*4。⑦被保険者の旅行行程離脱後、ご家族(他の被保険者)が当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊施設の客室料(14日分まで)*6。

*4被災された被保険者の入院による場合は、継続して3日以上入院された場合に限りお支払いの対象となります。

*5治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。

*6払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額は差し引きます。

c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。

お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

*3 特定の感染症とは?

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合



たとえば、

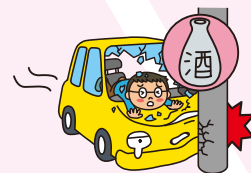
- ①ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失
- ②保険金受取人の故意または重大な過失
- ③戦争、その他変乱*1
- ④放射線照射、放射能汚染
- ⑤無免許・酒酔・麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ
- ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為
- ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
- ⑧旅行開始前または終了後に発生したケガ

*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。



上記①~④、⑥に加え、たとえば

- ・無免許・酒酔・麻薬等を使用している運転中に生じた事故
- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用
- ・歯科疾病
- ・旅行開始前または終了後に発生したケガ
- ・旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。)
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの



上記①~④、⑥に加え、たとえば、

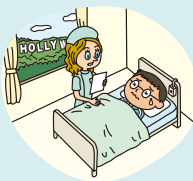
- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
- ・歯科疾病

4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

お支払いする保険金の種類

保険金をお支払いする場合

旅行開始前に
治療を受けたことが
ある病気が
急激に悪化して



疾病に関する
応急治療・
救援費用担保
特約に係る
治療・救援費用
保険金

治療費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*1**により医師の治療を受けられた場合。

救援費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*1**により入院された場合。

！共通のご注意

*1 症状の急激な悪化とは？

海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない**症状の変化**をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険ハンドブック」をご確認ください。

他人にケガ等を
させて



賠償責任
保険金

お支払いする場合

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物*3に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。

*3 レンタル会社よりご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(セーフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設内の部屋・部屋内の動産(戸室全体を賃借している場合を除きます。)を含みます。

持ち物が
損害を受けて



携行品損害
保険金

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*6が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあって損害を受けた場合。

*6 携行品とは？

被保険者(保険の対象となる方)が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。現金・小切手・クレジットカード・定期券・義歯・コンタクトレンズ・各種書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等、仕事のためだけに使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内)のもの、別送品は**含みません**。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

偶然な事故にあって



偶然事故
対応費用
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の予期せぬ偶然な事故*8により被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行中に下記費用の負担を余儀なくされた場合。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① 交通費 | ⑤ 渡航手続費 |
| ② 宿泊施設の客室料 | ⑥ 渡航先での各種サービス取消料等 |
| ③ 食事代 | ⑦ 身の回り品購入費 |
| ④ 国際電話料等通信費 | |



*8 予期せぬ偶然な事故とは？

公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限ります。

※ただし、③食事代については次のa.またはb.のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のc.に該当した場合に限り支払います。
a. 搭乗予定航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、**6時間以内**に代替機を利用できないとき。

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。



保険金のお支払い額



お支払い額

実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額。



お支払い額

ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額。

たとえば
 救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(被災された被保険者1名について救護者**3名分まで**)*2
 救護者の宿泊施設の客室料(被災された被保険者1名について救護者3名分かつ救護者1名について**14日分まで**)*2

*2 被災された被保険者の入院による場合は、継続して3日以上入院された場合に限りお支払いの対象となります。

① 治療費用部分・救護費用部分のお支払い額は、1回の病気につき合計で**300万円限度**となります。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。

② 海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて**30日以内**に必要となった費用に限り、また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

お支払い額

損害賠償金の額。

- ① 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
- *1 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。
- *2 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
- *3 被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*7。

- ① 乗車券等は合計で5万円を限度とします。
- ② お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となります。
- *7 損害額とは? 修理費または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料、旅券については5万円を限度に再取得費用(現地に負担した場合に限り)を含みます。



お支払い額

実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額等を除きます。)

① お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記①~⑥の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります(ただし、③食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、⑦身の回り品購入費については、①~⑥とは別に偶然事故対応費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。)

*費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。



ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

- b. 搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できないとき。
- c. 被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後**6時間以内**に、航空会社に運搬を委託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから**96時間以内**に費用を負担したとき。

保険金をお支払いしない主な場合



- たとえば、
- ・旅行終了後に治療を開始した場合
 - ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
 - ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
 - ・旅行中も支出することが予定されていた次の費用
 たとえば
 ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
 ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
 ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
 ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
 ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
 ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
 ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用



- P.8に記載の③④に加え、たとえば、
- ・ご契約者または被保険者の故意
 - ・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
 - ・航空機、船舶*4、車両*5、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任
 - ・親族に対する賠償責任

- *4 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
- *5 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

- P.8に記載の①~④に加え、たとえば、
- ・無免許・酒酔・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害
 - ・保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
 - ・携行品の置き忘れまたは紛失
 - ・山岳登山、ハンググライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害
 - ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
 - ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。)

- P.8に記載の①~④、⑥に加え、たとえば、
- ・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反
 - ・保険金受取人の法令違反
 - ・無免許・酒酔・麻薬等を使用している運転中に生じた事故による損害
 - ・地震、噴火またはこれらによる津波
 - ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
 - ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
 - ・歯科疾病
 - ・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休
 - ・山岳登山、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転、航空機操縦等を行っている間に生じたケガ



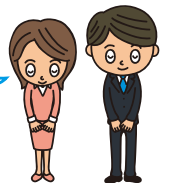


ご契約に関するご注意を記載しております。
ご契約の前に必ずご確認ください。

ご契約に関するご注意

- ① **帰国予定**：帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者（保険の対象となる方）とする保険契約はお申込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ② **旅行先でのお仕事・運動**：次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合。
 - ・旅行先でピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合。
 - ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）。
 - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合。
- ③ **重複補償について**：被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。
- ④ **保険料領収証**：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- ⑤ **保険証券（または保険契約証）について**：保険証券（または保険契約証）が、旅行出発前にとどかない場合は、お手数ながらご契約の代理店または弊社へご照会ください。ご照会に際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券（または保険契約証）をお渡りするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めのお申込みをお願いいたします。

素敵な海外旅行になりますように、
お気をつけてお出かけください。



このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳しくは『海外旅行保険ハンドブック』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。